

食品表示法に基づく 食品表示制度の概要

～品質事項に関する表示を中心として～

埼玉県農林部農産物安全課

総務・食品品質表示担当

目次

1

食品表示法と食品表示基準

- 1.1 食品表示とは
- 1.2 食品表示に関する法律
- 1.3 食品表示法の概要
- 1.4 食品表示法の施行前の規定
- 1.5 食品表示法執行の役割分担
- 1.6 適用範囲外
- 1.7 加工食品と生鮮食品の定義(1)
- 1.8 加工食品と生鮮食品の定義(2)

2

生鮮食品

- 2.1 生鮮食品の表示(1) | 農産物
- 2.2 生鮮食品の表示(2) | 畜産物
- 2.3 生鮮食品の表示(3) | 水産物
- 2.4 生鮮食品の表示(4) | 個別表示事項
- 2.5 生鮮食品の表示(5) | 玄米・精米①
- 2.6 生鮮食品の表示(5) | 玄米・精米②

3

加工食品

- 3.1 加工食品の表示(1) | 基本事項
- 3.2 加工食品の表示(2) | 名称
- 3.3 加工食品の表示(3) | 原材料名①
- 3.4 加工食品の表示(3) | 原材料名②
- 3.5 加工食品の表示(3) | 原材料名③
- 3.6 加工食品の表示(4) | 内容量
- 3.7 加工食品の表示(5) | 食品関連事業者
- 3.8 加工食品の表示(6) | 原料原産地①
- 3.9 加工食品の表示(6) | 原料原産地②
- 3.10 加工食品の表示(7) | 輸入食品
- 3.11 加工食品の表示(8) | 個別表示事項

4

その他の表示

- 4.1 遺伝子組換え表示(1) | 対象食品
- 4.2 遺伝子組換え食品(2) | 表示例
- 4.3 特色のある原材料に関する事項

1.1 「食品表示」とは

- 食品表示 … 食品に表示される様々な事項
- 食品表示の目的 … 食品情報を消費者へ伝達

【生鮮食品の例】



【加工食品の例】

名称	冷凍ハンバーグ
原材料名	食肉（豚肉、鶏肉）、たまねぎ、つなぎ（パン粉、卵白(卵を含む)、小麦粉）、牛肉エキス、食塩、香辛料／調味料（アミノ酸（いか由来））
内容量	200g
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	-18℃以下で保存のこと。
凍結前加熱の有無	加熱してあります。
加熱調理の必要性	加熱してください。
製造者	株式会社〇〇フーズ 埼玉県〇〇市〇〇1-1-1

1.2 食品表示に関する法律

法律名	表示の主旨等	表示の対象
食品表示法	食品の義務的な表示事項等	全ての飲食物 ※医薬品を除く
景品表示法	虚偽表示・誇大広告等の禁止	消費者向けに事業者が提供する商品
JAS法	品質・生産方法等について一定の品質の基準に合格した旨の表示	飲食料品や農林畜水産物の品質の基準に合格した製品
米トレーサビリティ法	米穀の取引記録と産地情報伝達	米・米加工品
牛トレーサビリティ法	個体識別番号の伝達・表示	牛肉
計量法	適正な計量の実施と表示	容器又は包装された特定商品
医薬品医療機器等法	食品への医薬品的な効能表示禁止	医薬品、化粧品等
健康増進法	健康保持増進効果の誇大表示禁止	食品として販売する物
資源有効利用促進法	分別回収のための識別表示	アルミニウムの缶、プラスチック製容器等

※この他、製造物責任法、公正競争規約、各団体や企業の内規等

1.3 食品表示法の概要

概要

- 食品表示法 = JAS法・食品衛生法・健康増進法の表示規定を一元化した法
- 平成25年6月28日公布、平成27年4月1日施行
- 食品表示に関する表示義務制度の目的を統一・拡大

【食品表示法の目的】 食品表示法第1条（抄）

「(前略)販売(中略)の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、(中略)、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。」

骨子

- ① 整合性のとれた表示基準の制定(3法に分かれていた表示ルールを一元化)
- ② 効果的・効率的な法執行

食品表示法施行前との主な変更点

- ① 栄養成分表示の義務化 ※小規模事業者は除く。
※栄養成分…エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量
- ② アレルギー表示に係るルールの改善
- ③ 新たな機能性表示制度の創設

1.4 食品表示法の施行前の規定

● 主要な3法ごとに目的に応じて規定していた

食品衛生法	JAS法	健康増進法
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 飲食に起因する衛生上の危害発生を防止	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 農林物資の品質の改善○ 品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る
<p>○ 販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守（第19条）等</p>	<p>○ 製造業者が守るべき表示の基準の策定（第19条の13）</p> <p>○ 品質に関する表示の基準の遵守（第19条の13の2）等</p>	<p>○ 栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守（31条、第31条の2）等</p>
<p>○ 食品、添加物、容器包装等の規格基準の策定</p> <p>○ 規格基準に適合しない食品等の販売禁止</p> <p>○ 都道府県知事による営業の許可 等</p>	<p>○ 日本農林規格の制定</p> <p>○ 日本農林規格による格付等</p>	<p>○ 基本方針の策定</p> <p>○ 国民健康・栄養調査の実施</p> <p>○ 受動喫煙の防止</p> <p>○ 特別用途食品に係る許可等</p>

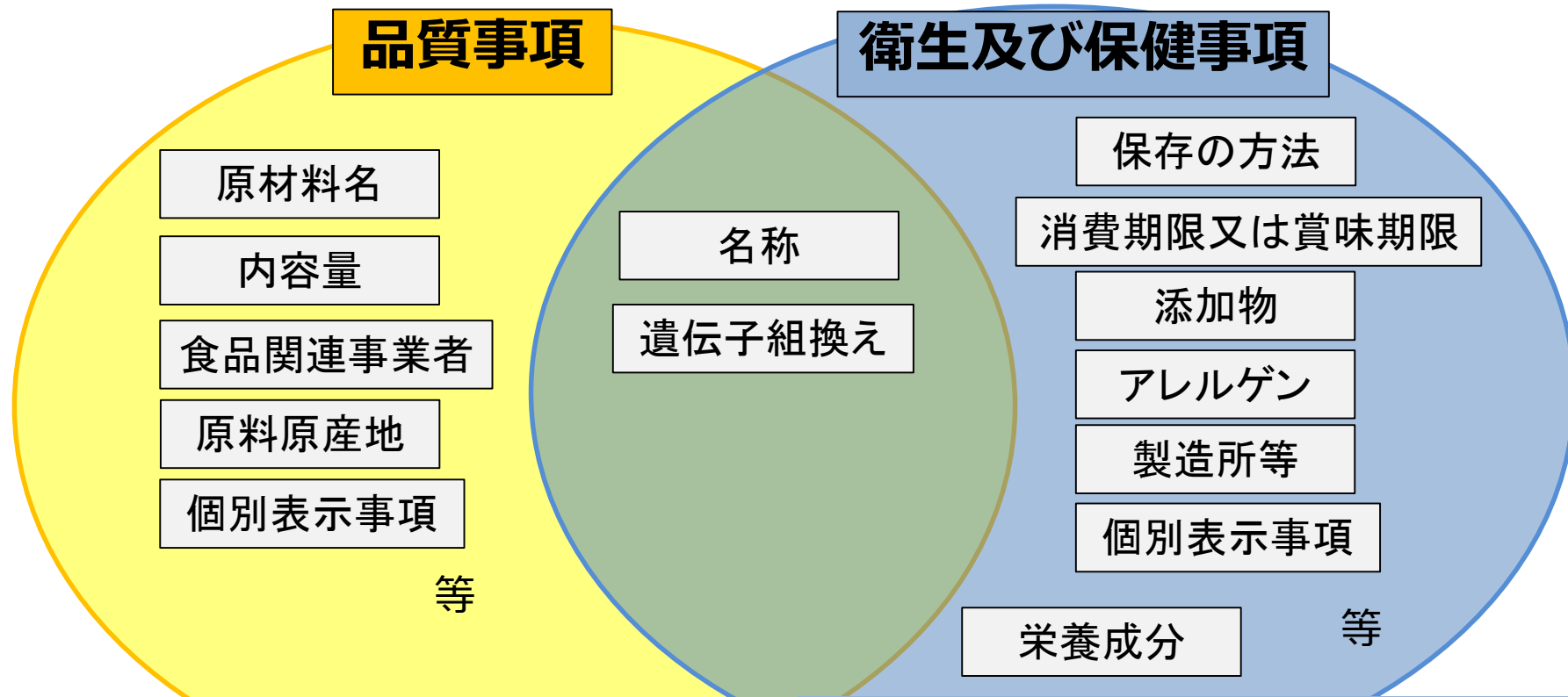
表示関係

表示関係以外

1.5 食品表示法執行の役割分担

● 食品の表示事項に関する役割分担

※それぞれ問合せ先が異なります。



広域事業者…国（主に農林水産省）
都道府県域事業者…都道府県
市町村域事業者…権限移譲市町村

原則として保健所
(都道府県、政令市、中核市、特別区。
困難事案に限り国（消費者庁）)

※酒類の表示は税務署

1.6 適用範囲外

● 食品表示基準のルールが適用されない場合

1

外食で提供される食品の表示

【例：レストランのメニューにおける食品表示、出前など】

2

容器包装されていない加工食品の表示

【例：佃煮の対面販売など】

3

インストア加工された食品の品質に係る表示

【例：スーパーの店内で加工された惣菜などの原材料等の表示など】

4

カタログやホームページ上の食品の表示

【例：インターネットで販売される食品の食品表示】

(実際の商品には表示義務があるが、カタログ上やWEBサイト上の表示義務なし)

1.7 加工食品と生鮮食品の定義(1)

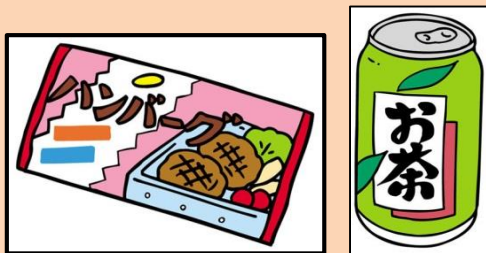
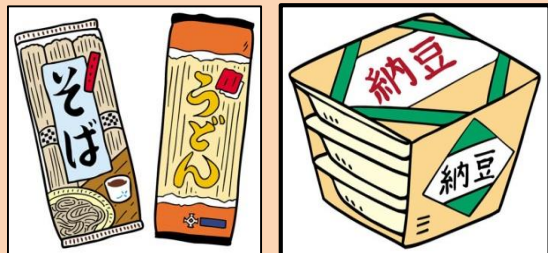
● 加工食品

製造又は加工された食品で
食品表示基準別表第1に掲げるもの

※ 表示義務の対象は容器包装に入れられたもの

別表第1に掲載されている例

- ・ 野菜加工品
- ・ 果実加工品
- ・ 香辛料
- ・ めん・パン類
- ・ 菓子類
- ・ 豆類の調製品
- ・ 食肉製品
- ・ 調理食品
- ・ 飲料等



◆ 一括表示のラベル等で包装に表示

● 生鮮食品

加工食品及び添加物以外の食品で
食品表示基準別表第2に掲げるもの

別表第2に掲載されている例

1 | 農産物

- ・ 米穀
- ・ 野菜
- ・ 果実



2 | 畜産物

- ・ 食肉
- ・ 乳
- ・ 食用鳥卵



3 | 水産物

- ・ 魚類
- ・ 貝類
- ・ 海藻類



◆ 容器包装に表示、または製品に近接した掲示（POP表示）等に表示

1.8 加工食品と生鮮食品の定義(2)

	生鮮食品			加工食品		
	切断前	単品	同種混合	異種混合	加工品混合	加工品
野菜・果物	キャベツ 赤キャベツ	キャベツ 千切り	キャベツ 千切り + 赤キャベツ 千切り	キャベツ 千切り + カットレタス	キャベツ千切り + スイートコーン	コーン缶詰
	しいたけ					乾しいたけ
魚介類	メバチ マグロ 本マグロ	メバチマグロ 赤身刺身	メバチマグロ 赤身刺身 + 本マグロ 中トロ刺身	メバチマグロ 赤身刺身 + ミズダコ(生) 刺身	メバチマグロ赤 身刺身 + 茹でダコ刺身	茹でダコ 刺身
	ホタテ	ホタテむき身				
肉	牛ロース 牛モモ	牛ロース スライス	牛ロース スライス + 牛モモ スライス	牛ロース スライス + 豚ロース スライス	牛ロース スライス + 牛塩タン	牛塩タン

- ・単に切断、薄切り等にしたものは生鮮食品
- ・異種混合、加熱、乾燥、調味(味付け)等したものは加工食品

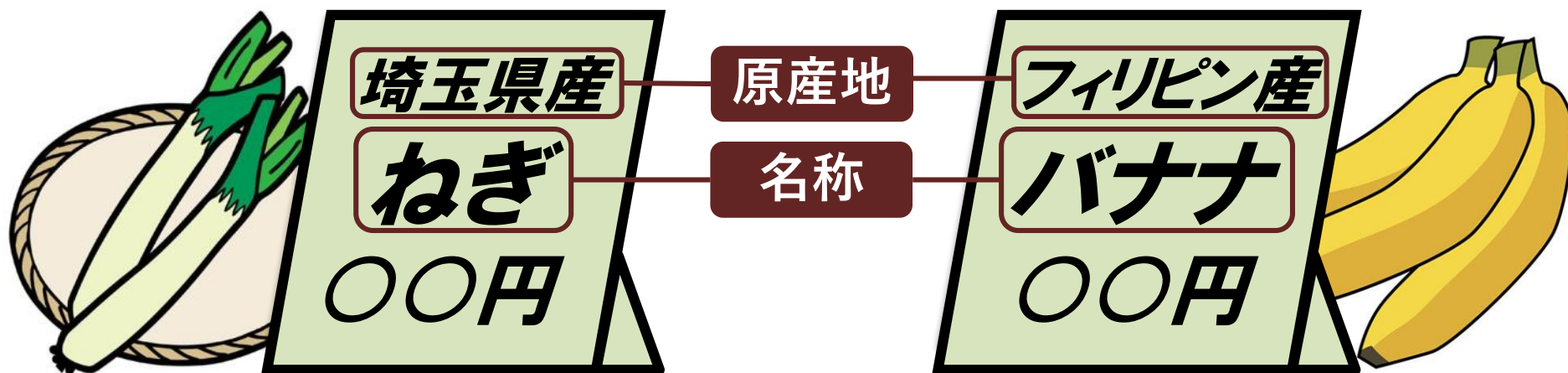
2.1 生鮮食品の表示(1) | 農産物

● 義務表示事項 … 名称・原産地

名称 … その内容を表す一般的な名称

原産地 … 国産品は都道府県名(※)
輸入品は原産国名

(※)市町村名その他一般に知られている地名でも可(「地元産」は不可)



2.2 生鮮食品の表示(2) | 畜産物

● 義務表示事項 … 名称・原産地

名称 … その内容を表す一般的な名称

原産地 … 国産品は国産である旨(※)

輸入品は原産国名

(※)都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名でも可。

2以上の国において飼養された場合には、飼養期間が最も長い国の国名を表示する。

原産地

国産 豚ロースしゃぶしゃぶ用

名称

加工日 OO. 7. 15 消費期限 OO. 7. 16

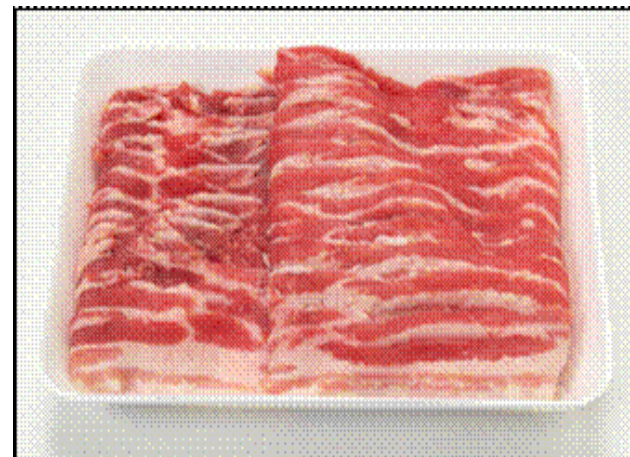
100g当り 298
(円)

596

正味量 200
(g)

お値段(円)

加工者 (株)〇〇〇 加工センター 保存温度4℃以下
埼玉県〇〇市〇〇1-1-1 TEL000-000-0000



2.3 生鮮食品の表示(3) | 水産物

● 義務表示事項 … 名称・原産地 〔 場合によっては 解凍・養殖 〕

名称 … その内容を表す一般的な名称

原産地 … 国産品は生産した水域名又は地域名(※)

輸入品は原産国名

(※) 水揚げした港名又は港が属する都道府県名の表示でも可

解凍表示 … 冷凍した水産物を解凍して販売する場合に必要

養殖表示 … 養殖した水産物を販売する場合に必要

名称

真鯛刺身用

原産地

三重県産(養殖)

養殖表示

加工日 〇〇. 7. 15

消費期限 〇〇. 7. 16

100g当り
(円) 399

678

正味量
(g) 170

お値段(円)

加工者 (株)〇〇〇 加工センター 保存温度4℃以下

埼玉県〇〇市〇〇1-1-1 TEL000-000-0000



2.4 生鮮食品の表示(4) | 個別表示事項

● 次の食品は個別表示事項が決められている。(食品表示基準別表第24)

- ・水産物(解凍、養殖)
- ・玄米及び精米(原料玄米等)
- ・しいたけ
- ・アボカド、あんず、おうとう、柑橘類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも、りんご
- ・シアン化合物を含有する豆類
- ・食肉
- ・鶏の殻付き卵
- ・生乳、生山羊乳及び生めん羊乳
- ・切り身又はむき身にした魚介類であって生食用のもの
- ・切り身又はむき身にした魚介類を凍結させた冷凍食品
- ・生かき
- ・ふぐ

(個別表示例)

- ・しいたけ
(原木、菌床栽培の別)
- ・柑橘類
(防かび剤やアレルギー由来の添加物を使用した場合はその旨等)
- ・食肉
(消費期限、保存方法、加工所のほか、該当する場合は添加物、アレルギー、生食用である旨、テンダライズ処理を行った旨等)
- ・魚介類の刺身
(消費期限、保存方法、加工所、生食用である旨など)
- ・魚介類の切り身の冷凍食品
(賞味期限、保存方法、加工所のほか、該当する場合は添加物、アレルギー、生食用であるかないかの別)

2.5 生鮮食品の表示(5)|玄米・精米①

- 個別的義務表示事項（食品表示基準別表第24）として規定
- 義務表示事項 … **名称・原料玄米・内容量・
精米時期 ※（年月旬又は年月日）・
販売者等**（氏名又は名称、住所及び電話番号を表示）
- 米穀の種類により原料玄米の表示方法が異なる

1

「産地」「品種」及び「産年」の根拠を示す資料(※)があるか

※例：農産物検査法による証明（国産品）、輸出国の公的機関等による証明（輸入品）、種子の購入記録及び生産記録、DNA検査結果（品種の根拠） 等

2

「単一原料米」か「複数原料米」か

単一原料米 … 産地・品種・産年が同一の米
複数原料米 … 上記以外の米

2.6 生鮮食品の表示(5) | 玄米・精米②

<袋詰精米の表示例>

	単一原料米	複数原料米																																																				
根拠資料有	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="3">精米</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原料玄米</td> <td>産地</td> <td>品種</td> <td>産年</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 単一原料米 埼玉県 彩のかがやき ○○年産 → 農産物検査証明による </td> </tr> <tr> <td>内容量</td> <td colspan="3">5kg</td> </tr> <tr> <td>精米時期</td> <td colspan="3">令和●●年○○月上旬</td> </tr> <tr> <td>販売者</td> <td colspan="3"> (株)△△米店 △△市△△1-1-1 電話番号 □□□-□□□-□□□□ </td> </tr> </table> <p>※表示事項の根拠となる情報の確認方法の表示は任意 (表示しなくても可)</p>	名称	精米			原料玄米	産地	品種	産年	単一原料米 埼玉県 彩のかがやき ○○年産 → 農産物検査証明による			内容量	5kg			精米時期	令和●●年○○月上旬			販売者	(株)△△米店 △△市△△1-1-1 電話番号 □□□-□□□-□□□□			<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="4">精米</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原料玄米</td> <td>産地</td> <td>品種</td> <td>産年</td> <td>使用割合</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 複数原料米 国内産 10割 [埼玉県 彩のかがやき ○○年産 5割] [埼玉県 キヌヒカリ ○○年産 5割] → 種子の購入記録及び生産記録による確認 </td> </tr> <tr> <td>内容量</td> <td colspan="4">5kg</td> </tr> <tr> <td>精米時期</td> <td colspan="4">令和●●年○○月○○日</td> </tr> <tr> <td>販売者</td> <td colspan="4"> (株)△△米店 △△市△△1-1-1 電話番号 □□□-□□□-□□□□ </td> </tr> </table>	名称	精米				原料玄米	産地	品種	産年	使用割合	複数原料米 国内産 10割 [埼玉県 彩のかがやき ○○年産 5割] [埼玉県 キヌヒカリ ○○年産 5割] → 種子の購入記録及び生産記録による確認				内容量	5kg				精米時期	令和●●年○○月○○日				販売者	(株)△△米店 △△市△△1-1-1 電話番号 □□□-□□□-□□□□			
	名称	精米																																																				
原料玄米	産地	品種	産年																																																			
	単一原料米 埼玉県 彩のかがやき ○○年産 → 農産物検査証明による																																																					
内容量	5kg																																																					
精米時期	令和●●年○○月上旬																																																					
販売者	(株)△△米店 △△市△△1-1-1 電話番号 □□□-□□□-□□□□																																																					
名称	精米																																																					
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合																																																		
	複数原料米 国内産 10割 [埼玉県 彩のかがやき ○○年産 5割] [埼玉県 キヌヒカリ ○○年産 5割] → 種子の購入記録及び生産記録による確認																																																					
内容量	5kg																																																					
精米時期	令和●●年○○月○○日																																																					
販売者	(株)△△米店 △△市△△1-1-1 電話番号 □□□-□□□-□□□□																																																					
根拠資料無	<p style="text-align: center;"> 〔 根拠資料が無い場合は 「単一原料米」と 表示することはできない 〕 </p>	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="4">精米</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原料玄米</td> <td>産地</td> <td>品種</td> <td>産年</td> <td>使用割合</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 複数原料米 国内産 8割 中国産 2割 </td> </tr> <tr> <td>内容量</td> <td colspan="4">5kg</td> </tr> <tr> <td>精米時期</td> <td colspan="4">令和●●年○○月下旬</td> </tr> <tr> <td>販売者</td> <td colspan="4"> (株)△△米店 △△市△△1-1-1 電話番号 □□□-□□□-□□□□ </td> </tr> </table>	名称	精米				原料玄米	産地	品種	産年	使用割合	複数原料米 国内産 8割 中国産 2割				内容量	5kg				精米時期	令和●●年○○月下旬				販売者	(株)△△米店 △△市△△1-1-1 電話番号 □□□-□□□-□□□□																										
名称	精米																																																					
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合																																																		
	複数原料米 国内産 8割 中国産 2割																																																					
内容量	5kg																																																					
精米時期	令和●●年○○月下旬																																																					
販売者	(株)△△米店 △△市△△1-1-1 電話番号 □□□-□□□-□□□□																																																					

3.1 加工食品の表示(1) | 基本事項

基本となる7項目

名称	内容を表す 一般的な名称
原材料名	使用した原材料
衛生 添加物	使用した場合は 物質名及び用途
内容量	その食品の中身の量
衛生 期限表示	その食品の賞味期限 又は消費期限
衛生 保存方法	その食品の保存方法
食品関連 事業者	表示内容に責任を有す る者

衛生 : 衛生事項の説明は当該資料では省略。
所管部署は「参考資料及び問合せ先」(資料最終頁)を
参照。

必要に応じて表示する項目

原料原産地名	その食品の原材料の産地
原産国名	その食品が製造された国名
衛生 製造所	その食品が製造された場所

※その他、該当する場合は遺伝子組換え、
アレルギー (**衛生**) などを表示

表示する際のルール

- 一括表示の様式にまとめて
- 容器包装の見やすい箇所に
(※容器包装された加工食品以外は対象外)
- 文字及び枠の色は背景と対照的な色で
- 8ポイント以上の統一のとれた大きさで
(表示可能面積が150cm²以下の場合には5.5ポイント以上)

3.2 加工食品の表示(2) | 名称

内容を表す一般的名称を表示

表示
の際の
注意
点

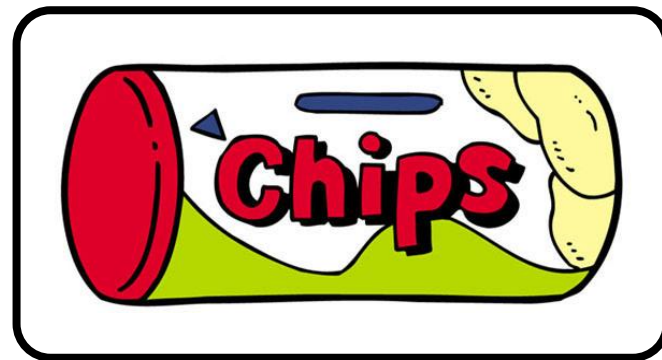
- ①内容を明確に表しているか
- ②消費者に誤認を与えないか
- ③誇大でないか
- ④脚色していないか 等

(※日本標準商品分類等参照)

食品表示基準で名称が決められている食品はその名称を表示

具
体
例

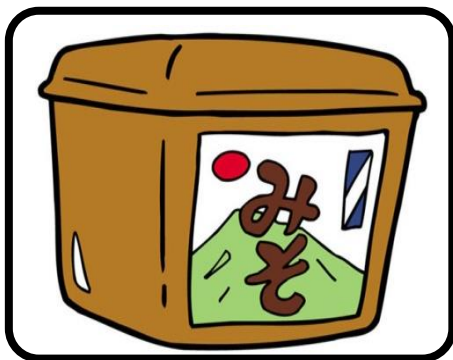
- 食肉製品 (ハム・ソーセージ等)
- 調味料 (ソース・ドレッシング等)
- 農産物漬物 (ぬか漬け・なら漬け等)



名称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも、植物油、食塩
添加物	調味料(アミノ酸等)
内容量	100g
賞味期限	令和〇〇年□月△日
保存方法	直射日光の当たる所、高温多湿の所での保存はさけてください。
製造者	(株)□□食品 埼玉県〇〇市〇〇1-1-1

3.3 加工食品の表示(3) | 原材料名①

使用した原材料を、**重量割合の高いものから順に、最も一般的な名称**をもって表示する。



名称	米みそ
原材料名	米、大豆、食塩
添加物	調味料(アミノ酸等)、 保存料(ソルビン酸)
内容量	500g
賞味期限	令和〇〇年□月△日
保存方法	直射日光、高温多湿を避 けて保存してください。
製造者	(株)□□□□ 埼玉県〇〇市〇〇1-1-1

3.4 加工食品の表示(3) | 原材料名②

● 複数の原材料からなる原材料 = 「複合原材料」

(例：原材料として使用したしょうゆ等の調味料、弁当に入っている唐揚げ等)

複合原材料の表示ルール

①

その複合原材料の名称の次にカッコを付けて、それを構成する原材料を通常の原材料のルールに従って表示

②

複合原材料に占める重量割合の高い順位が3位以下で、その割合が5%未満の原材料は「その他」と表示可能(※)

③

製品の全体に占める重量割合が5%未満の複合原材料や名称からその原材料が明らかな複合原材料の場合は、その複合原材料を構成する原材料の表示を省略可能(※)

④

単に混合しただけなどの場合は、構成する原材料を分割して表示可能

(※)アレルギー表示と食品添加物表示は省略不可。(添加物表示は別途免除規定有)

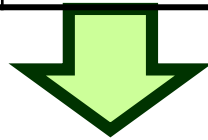
3.5 加工食品の表示(3) | 原材料名③

<複合原材料の表示例>

名称	幕の内弁当
原材料名	ご飯(米(国産))、鶏唐揚げ(鶏肉、卵白、小麦粉、しょうゆ、植物油、食塩、砂糖、こしょう)、ごまあえ(さやいんげん、にんじん、ごま、しょうゆ、砂糖) / 調味料(アミノ酸等)、保存料(ポリリン)、(一部に小麦・大豆・卵・鶏肉を含む)

部分は、鶏唐揚げの名称からその原材料が明らかであると言えるので、**省略可能**

しょうゆは、その名称から原材料(大豆等)が明らかであると言えるので、しょうゆを構成する原材料は**省略可能**



一部を省略すると...

名称	幕の内弁当
原材料名	ご飯(米(国産))、鶏唐揚げ、ごまあえ(さやいんげん、にんじん、ごま、しょうゆ、砂糖) / 調味料(アミノ酸等)、保存料(ポリリン)、(一部に小麦・大豆・卵・鶏肉を含む)

部分は、ごまあえの名称からその原材料が明らかであるとは言えないため、**省略不可**
※しょうゆ、砂糖のごまあえに占める割合がいずれも5%未満であれば、「しょうゆ、砂糖」を併せて「その他」と表示可能

3.6 加工食品の表示(4) | 内容量

計量法で規定されている「特定商品」

- 量単位により取引されることの多い消費生活関連物資 2 3 種類については計量法の規定に従って表示 (漬物や菓子類など)

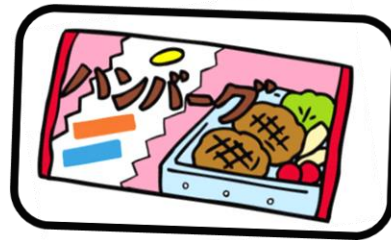
名称	干し椎茸
原材料名	しいたけ (菌床)(国産)
内容量	200g
賞味期限	令和〇〇年□月△日
保存方法	直射日光・高温多湿を避けて常温で保存
製造者	さいたま市〇〇1-1-1 (株)□□□□

計量法で規定されていない食品

- 内容重量、内容体積又は内容数量を表示
- 単位は [g , kg , ml , l , 個 , 枚] など
- 内容数量を外見から判別できるものは内容数量の省略が可能
(例：外から中身が見えるおにぎりやパンの個数など)

3.7 加工食品の表示(5) | 食品関連事業者

- 食品関連事業者のうち表示内容に責任を持つ者の氏名又は名称及び住所を表示



- ① 製造者
- ② 販売者
- ③ 加工者
- ④ 輸入者 (輸入食品の場合)

※②の場合等で製造所や加工所が別になる場合は、製造所等の住所及び氏名又は名称の表示が別途必要になります。(衛生事項)

個人事業で屋号のみの表示は不適正です。

名称	冷凍ハンバーグ
原材料名	食肉（豚肉、鶏肉）、たまねぎ、つなぎ（パン粉、卵白(卵を含む)、小麦粉）、牛肉エキス、食塩、香辛料／調味料（アミノ酸（いか由来））
内容量	200g
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	-18℃以下で保存のこと。
凍結前加熱の有無	加熱してあります。
加熱調理の必要性	加熱してください。
製造者	株式会社〇〇フーズ 埼玉県〇〇市〇〇1-1-1

3.8 加工食品の表示(6) | 原料原産地①

●対象 = 国内製造された加工食品

※輸入食品は対象外(別途原産国を表示)

※令和4年3月31日まで(経過措置期間中)に製造され、又は加工された加工食品(業務用加工食品を除く。)は義務表示の対象外。

●内容 = 主な原材料の原産地を表示 (国産の場合は「国産」)

※①主な原材料 = その食品を製造する際に一番多く使われた原材料(水は除く)

②加工度が低く生鮮食品に近い食品は従来から表示(主な原材料が全体の5割以上を占める場合)

③農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし、おにぎりは個別に規定

④主な原材料が加工食品の場合は製造地を表示(②と③を除く)



名称	あじの開き
原材料名	あじ、食塩
原料原産地名	オランダ(あじ)
内容量	2尾
賞味期限	令和〇〇年□月△日
保存方法	10℃以下で保存
製造者	さいたま市〇〇1-1-1 (株)□□水産

あじの産地を表示
(あじの開きの製造地と異なる)

名称	あじの開き
原材料名	あじ(オランダ)、食塩
内容量	2尾
賞味期限	令和〇〇年□月△日
保存方法	10℃以下で保存
製造者	さいたま市〇〇1-1-1 (株)□□水産

3.9 加工食品の表示(6) | 原料原産地②

【原料原産地の表示例】

原則 **国別重量順表示** 2か国以上の産地の原材料を混ぜて使用している場合は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に原産地を表示します。

主な原材料が生鮮食品の場合

名称 ウィンナーソーセージ
原材料名 豚肉(アメリカ産、国産、その他)、
豚脂肪、・・・

主な原材料が加工食品の場合(製造地表示)

名称 清涼飲料水
原材料名 りんご果汁(ドイツ製造、ブラジル製造)、
果糖ぶどう糖液糖、・・・

製造日を含む1年間に使用する原材料の産地を変更する場合など

又は表示

名称 ウィンナーソーセージ
原材料名 豚肉(カナダ産又は国産)、豚脂肪、・・・
※豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

《表示の意味》

- ・豚肉はカナダ産と日本産だけを使用
- ・過去の実績ではカナダ産の豚肉を国産の豚肉より多く使用

大括り表示

名称 ウィンナーソーセージ
原材料名 豚肉(輸入)、豚脂肪、・・・

- ・3カ国以上の外国産の豚肉を使用
- ・国産の豚肉は使用されていない

大括り+又は表示

名称 ウィンナーソーセージ
原材料名 豚肉(輸入又は国産)、豚脂肪、・・・
※豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

- ・3カ国以上の外国産と国産豚肉を使用
- ・過去の実績では国産より輸入でまとめた外国産の豚肉を多く使用

3.10 加工食品の表示(7) | 輸入食品

- 輸入食品 … 外国で製造されて日本に輸入された食品
- 輸入食品には**原産国名**(※)を表示 (※)その食品の内容に対して「実質的な変更をもたらす行為」が行われた国
- 輸入食品は**原料原産地表示義務無し**

<輸入食品の場合の表示>

名称	あじの開き
原材料名	あじ、食塩
原産国名	オランダ
内容量	2尾
賞味期限	令和〇〇年□月△日
保存方法	10℃以下で保存
輸入者	□□食品株式会社 埼玉県〇〇市□□2-2-2

この製品はオランダで生産されている
(あじの産地はオランダとは限らない)

<国内製造食品の場合の表示>

名称	あじの開き
原材料名	あじ、食塩
原料原産地名	オランダ(あじ)
内容量	2尾
賞味期限	令和〇〇年□月△日
保存方法	10℃以下で保存
製造者	(株)□□水産 埼玉県〇〇市〇〇1-1-1

この製品は日本で生産されている
(あじの産地はオランダである)

3.11 加工食品の表示(8) | 個別表示事項

● 次の食品は個別表示事項が決められている。(食品表示基準別表第3,4,5,19,20,22)

- ・ トマト加工品
- ・ ジャム類
- ・ 乾めん類
- ・ 即席めん
- ・ マカロニ類
- ・ 無菌充填豆腐
- ・ 凍り豆腐
- ・ プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージ
- ・ 食肉
- ・ 食肉製品
- ・ 乳
- ・ 乳製品
- ・ 乳又は乳製品を主原料とする食品
- ・ 鶏の液卵
- ・ 切り身又はむき身にした魚介類
- ・ 生かき(調味した物等)
- ・ ゆでかに
- ・ 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこ
- ・ 削りぶし
- ・ うに加工品
- ・ うにあえもの
- ・ ふぐを原材料とするふぐ加工品
- ・ 塩蔵わかめ
- ・ 鯨肉製品
- ・ 食酢
- ・ 風味調味料
- ・ 乾燥スープ
- ・ マーガリン類
- ・ 冷凍食品
- ・ 調理冷凍食品
- ・ チルドハンバーグステーキ及びチルドミートボール
- ・ チルドぎょうざ類
- ・ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品
- ・ レトルトパウチ食品
- ・ 容器包装に密封された常温で流通する食品
- ・ 缶詰の食品
- ・ 農産物缶詰及び農産物瓶詰
- ・ 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰
- ・ 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰
- ・ 水のみを原料とする清涼飲料水
- ・ 豆乳類
- ・ 果実飲料
- ・ 果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを冷凍したものであって、原料用果汁以外のもの
- ・ 乾ししいたけ
- ・ 農産物漬物
- ・ 野菜冷凍食品
- ・ パン類
- ・ ハム類
- ・ ベーコン類
- ・ 煮干魚類
- ・ うなぎ加工品
- ・ 乾燥わかめ
- ・ みそ
- ・ しょうゆ
- ・ ウスターソース類
- ・ ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料
- ・ 炭酸飲料
- ・ にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- ・ 食用植物油脂

4.1 遺伝子組換え表示(1) | 対象食品

● **遺伝子組換え作物** = 作物に遺伝子操作を行い、農薬や病害虫への耐性向上、栄養強化等の効果を付与した作物

● 遺伝子組換え表示が必要な食品

農産物

- | | |
|------------------------|----------|
| ①大豆
(枝豆及び大豆もやしを含む。) | ⑤綿実 |
| ②とうもろこし | ⑥アルファルファ |
| ③ばれいしょ | ⑦てん菜 |
| ④なたね | ⑧パイナップル |
| | ⑨からしな |

日本でその安全性が
確認された農産物
R4.3にからしな追加

加工食品

以下の農産物を原材料とするもの

- | | |
|------------------------|----------|
| ①大豆
(枝豆及び大豆もやしを含む。) | ④アルファルファ |
| ②とうもろこし | ⑤てん菜 |
| ③ばれいしょ | ⑥パイナップル |
| | ⑦からしな |
- 【例：豆腐、納豆、コーンスナック菓子など】

原材料に占める重量
割合が上位3位以上
のもので
原材料に占める割合
が5%以上のものに
限定

4.2 遺伝子組換え表示(2) | 表示例

遺伝子組換えでない農産物を 原材料として使用した場合

- 遺伝子組換え表示は**任意表示**
- 遺伝子組換えでない旨を原材料の項目内等にカッコ書きで表示も可

名称	木綿豆腐
原材料名	丸大豆（遺伝子組換えでない）／凝固剤
内容量	200g
賞味期限	令和〇〇年□月△日
保存方法	10℃以下で保存
製造者	(株)□□食品 埼玉県〇〇市〇〇1-1-1

※「遺伝子組換えでない」等と表示できるケースは、平成31年4月の改正で厳格化された。
(令和5年4月1日施行)

遺伝子組換え農産物を原材料として 使用した場合

- 遺伝子組換え表示は**義務表示**
- 原材料の後ろにカッコ書きで表示

名称	納豆
原材料名	丸大豆(アメリカ) (遺伝子組換え)、納豆菌
内容量	40g
賞味期限	令和〇〇年□月△日
保存方法	10℃以下で保存
製造者	(株)□□食品 埼玉県〇〇市〇〇1-1-1

※分別生産流通管理(IPハンドリング)を行っていない場合も「遺伝子組換え不分別」と表示義務有。

4.3 特色のある原材料に関する事項

- 「○○使用」、「△△入り」のように一般的名称で表示される原材料に対し差別化が図られた原材料を使用した場合



- 特色のある原材料の例

特定の前産地のもの	国産大豆使用、三陸産わかめ使用 等
有機農畜産物、有機加工食品	有機小麦粉使用 等
特定の前造地のもの	北海道で前造されたバターを使用 等
品種名等	コシヒカリ入り、とちおとめ使用 等
銘柄名、ブランド名、商品名	狭山茶使用、越前がに使用 等

- ・ 表示する特色のある原材料について次のいずれかを表示
 - ① 製品に占める割合
 - ② 特色のある原材料と同一の種類の前材料に占める割合

例 強調表示部分に近接した箇所に「十勝産小豆50%使用（小豆に占める割合）」
一括表示部分の前材料名欄において「前材料名 小豆（十勝産50%）」

※ 使用割合が100%の場合は割合表示は省略可

参考資料及び問合せ先

【参考資料】

●消費者庁食品表示企画課ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

※パンフレット、Q&A、ガイドライン、法条文等

【所管機関及びお問い合わせ】

法規	対象	表示の内容	県窓口	国窓口
食品 表示法	食品の 容器包装 にされた 表示等	品質に関する事項 ※原材料、原産地等	農産物安全課 各農林振興センター	農林水産省 関東農政局
		酒類の品質に関する事項 ※酒類に係る原材料等		国税庁 税務署 <small>(浦和、熊谷)</small>
		保健に関する事項 ※栄養成分表示等	健康長寿課 各保健所	
		衛生に関する事項 ※食品添加物、アレルゲン等	食品安全課 各保健所	消費者庁
景品 表示法	商品の広告、インターネットサイトの 商品紹介などに係る誇大広告等		消費生活課	

○品質に関する表示についてのお問い合わせ

●農林部 農産物安全課(TEL:048-830-4110 FAX:048-830-4832)

●最寄りの各農林振興センター(住所、電話番号は下記ホームページ)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0708/keikaku-shisaku/saitama-kankeikikan.html#link3>